

社会福祉法人育和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員および苦情解決第三者委員をいう。

2 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。

	費用弁償（日額）
理事会出席	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。

	費用弁償（日額）
評議員会出席	5,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支給

する。報酬は支給しない。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。

旅 費	宿泊費（日額）	その他
実 費	実 費	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支給方法)

- 第7条 役員及び評議員に対する実費弁償費は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 実費弁償費は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成31年2月23日改定。

別表1

名 称	費用弁償（日額）	備 考
理事長業務（日額）	5,000 円	職員との兼務がない場合
業務執行理事業務（日額）	5,000 円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務（日額）	5,000 円	職員との兼務がない場合
監事監査指導（日額）	5,000 円	職員との兼務がない場合
苦情解決第三者委員（日額）	5,000 円	職員との兼務がない場合